

市第 139 号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する

する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項中「第 5 条第17項」を「第 5 条第16項」に改める。

（横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成18年 3 月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び同条第 1 項中「横浜市障害程度区分認定審査会」を「横浜市障害支援区分認定審査会」に改める。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 8 章 共同生活介護

第 1 節 基本方針（第 124 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 125 条・第 126 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 127 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 128 条—第 141 条）」

を

「第 8 章 削除」

に、

「第 4 節 運営に関する基準（第 199 条—第 201 条）」

を

「第 4 節 運営に関する基準（第 198 条の 2—第 201 条）」

第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本
方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 201 条の 2・第 201
条の 3）

第 2 款 人員に関する基準（第 201 条の 4・第 201 条の 5
）

第 3 款 設備に関する基準（第 201 条の 6）

第 4 款 運営に関する基準（第 201 条の 7—第 201 条の 12
）

に、

「第 16 章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第
204 条・第 205 条）」

を

「第 16 章 削除」

に改める。

第 3 条第 1 項中「第 8 章」を「第 9 章」に改める。

第 5 条第 2 項中「であって」を「又は重度の知的障害若しくは
精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、」に
改める。

第 6 条第 1 項中「者（以下この章）」の次に「、第 201 条の 2 及

び第 201 条の10」を加える。

第80条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第 100 条第 1 項第 2 号中「第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者」を「、第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者又は第 201 条の 4 第 1 項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「「指定共同生活介護事業者等」」を「「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」」に改め、同号ア中「第 124 条の指定共同生活介護、」を削り、「又は第 195 条の指定共同生活援助」を「、第 195 条の指定共同生活援助又は第 201 条の 2 の外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等）」に改め、「第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所、」を削り、「又は第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業所」を「、第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業所又は第 201 条の 4 第 1 項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第 2 項第 2 号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に、「当該

指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第 3 項第 1 号中「、第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第 201 条の 4 第 1 項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「第 8 章」を「第 14 章」に改め、同号ア中「、第 124 条の指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第 201 条の 2 の外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第 101 条中「第 7 条」を「第 52 条」に改める。

第 109 条第 2 号中「第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第 201 条の 4 第 1 項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第 34 条第 1 項の共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第 114 条第 1 項中「及び第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者」を削る。

第 119 条第 3 項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第 8 章を次のように改める。

第 8 章 削除

第 124 条から第 141 条まで 削除

第 157 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第 157 条の 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障

害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があったときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第 159 条中「第21条、第23条」を「第21条」に、「まで、第131条」を「まで」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等が」

とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第 131 条第 1 項中「支給決定障害者（）」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）（）」を削る。

第 172 条中「第 21 条、第 23 条」を「第 21 条」に、「まで、第 131 条」を「まで」に、「及び第 147 条」を「、第 147 条及び第 157 条の 2」に改め、「、第 23 条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第 131 条第 1 項中「支給決定障害者（）」を「第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。））」に、「以下この条において同じ。）（）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」に改める。

第 195 条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第 196 条第 1 項第 1 号中「10」を「6」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法

でアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号の区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号の区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号の区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号の区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第197条を次のように改める。

（管理者）

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

（設備）

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は

これと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する利用者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。

- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットの基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を1人とすること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第14章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

- 第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第 198 条の 3 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 198 条の 4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活援助事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- (1) 食材料費

- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第 198 条の 5 指定共同生活援助事業者は、第 201 条において読み替えて準用する第60条第1項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域

において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、その者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 サービス管理責任者は、第 201 条において準用する第 60 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう

定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる」と認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第 199 条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第 2 項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第 199 条の次に次の 2 条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

第 199 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者について指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第 199 条の 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事

業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第 200 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第 200 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第 200 条の次に次の 3 条を加える。

(支援体制の確保)

第 200 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 200 条の 3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 200 条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第 201 条中「、第 128 条から第 133 条まで、第 135 条、第 136 条及び第 138 条から第 140 条まで」を「及び第 157 条の 2」に、「第 201 条において準用する第 136 条」を「第 199 条の 3」に、「第 201 条において準用する第 130 条第 1 項」を「第 198 条の 4 第 1 項」に、「第 201 条において準用する第 130 条第 2 項」を「第 198 条の 4 第 2 項」に、「第 201 条において準用する第 140 条第 1 項」を「第 200 条の 4 第 1 項」に、「第 132 条第 1 項中「第 141 条」とあるのは「第 201 条」と、「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第 2 項中「共同生活介護計

画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 133 条中「第 141 条」とあるのは「第 201 条」と、同条第 3 号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と、第 135 条第 1 項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を「第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」に改める。

第14章に次の 1 節を加える。

第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の
基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基
準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第 201 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 201 条の 12 において読み替えて準用する第 60 条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第 201 条の 4 第 1 項において「基本サー

ビス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 201 条の 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 201 条の 4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を 6 で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30人以下 1人以上
 - イ 利用者の数が31人以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 201 条の 5 第 197 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

(準用)

第 201 条の 6 第 198 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 201 条の 7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利

用の申込みを行ったときは、その利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、第 201 条の 9 の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第 201 条の 8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第 201 条の 9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
 - (6) 入居に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害の対策
 - (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項
- (受託居宅介護サービス事業者への委託)

第 201 条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービ

スの種類は、指定居宅介護とする。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 201 条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第 201 条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第 201 条の12において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 201 条の12において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第 201 条の12において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第 201 条の12」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第 201 条の 9 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条

の12において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び第 201 条の12において準用する第 200 条の 4 第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と、第 198 条の 5 第 1 項中「第 201 条において読み替えて準用する第60条第 1 項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。））」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第 2 項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 198 条の 6 第 1 項中「第 201 条」とあるのは「第 201 条の 12」と、第 199 条第 3 項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第16章を次のように改める。

第16章 削除

第 204 条及び第 205 条 削除

附則第 2 項第 1 号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第 4 項中「指定共同生活援助事業者」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）」を加え、「第 127 条第 1 項（第 198 条）を「第 198 条第 1 項（第 201 条の 6）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に改める。

附則第 5 項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第 127 条第 6 項及び第 7 項」を「第 198 条第 7 項及び第 8 項」に、「第 198 条」を「第 201 条の 6」に改める。

附則第 6 項の前の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第 2 条第 4 号」を「第 1 条第 5 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 6 号」に、「同条第 6 号」を「同条第 7 号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「第 134 条第 3 項」を「第 199 条第 3 項」に改める。

附則第 7 項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第 2 条第 4 号」を「第 1 条第 5 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 6 号」に、「同条第 6 号」を「同条第 7 号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「第 134 条第 3 項」を「第 199 条第 3 項」に改める。

附則第 8 項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援

助事業所」に、「第 125 条第 1 項第 2 号イ」を「第 196 条第 1 項第 2 号イ」に改める。

附則第 9 項中「指定共同生活介護事業所」の次に「（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 5 条の規定による改正前の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所をいう。）」を加え、「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「第 127 条（第 198 条）」を「第 198 条（第 201 条の 6）」に、「第 127 条第 6 項」を「第 198 条第 7 項」に、「同条第 7 項第 2 号」を「同条第 8 項第 2 号」に改める。

（横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 6 条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア (i) a (a) 中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附則第 2 項第 1 号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改

正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ア(イ) a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附則第3項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第9条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同項第3号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め

る。

第 9 条第 2 号中「第 5 条第 11 項」を「第 5 条第 10 項」に、「同条第 13 項」を「同条第 12 項」に改める。

(横浜市福祉授産所条例の一部改正)

第 10 条 横浜市福祉授産所条例 (昭和 45 年 3 月横浜市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 14 項」に改める。

(横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正)

第 11 条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例 (平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改め、同条第 4 項中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 5 条第 27 項」を「第 5 条第 26 項」に改める。

(横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正)

第 12 条 横浜市精神障害者生活支援センター条例 (平成 11 年 3 月横浜市条例第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 16 項」に改める。

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第 13 条 横浜市総合保健医療センター条例 (平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号の 2 中「同条第 13 項」を「同条第 12 項」に、「同条第 14 項」を「同条第 13 項」に、「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 16 項」に改める。

(横浜市火災予防条例の一部改正)

第14条 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項第3号中「第5条第10項又は第16項」を「第5条第15項」に改め、「共同生活介護又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。）第124条の指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条の指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第5条の規定による改正後の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第195条の指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第195条の指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の2の外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サービス利用型

指定共同生活援助事業所」という。) とみなす。

- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第 201 条の 4 の規定を適用する場合には、当分の間、同条第 1 項第 1 号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 5 附則第 3 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第 201 条の 10 第 4 項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

提 案 理 由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（介護補償）

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

（第 1 号省略）

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項
第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（第 3 号省略）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基
準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

(利益供与等の禁止)

第 50 条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法 第 5 条第 16 項 / 第 5 条第 17 項 の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(第 2 項省略)

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案 / 下段 現 行)

(利益供与等の禁止)

第 47 条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法 第 5 条第 16 項 / 第 5 条第 17 項 の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(第 2 項省略)

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（横浜市障害支援区分認定審査会）
（横浜市障害程度区分認定審査会）

第3条 法第15条の規定に基づき本市に設置する介護給付費等の支給に関する審査会の名称は、横浜市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）とする。

（第2項省略）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

目次

（第1章から第7章まで省略）

第8章 削除
共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条—第141条）

（第9章から第13章まで省略）

第14章 共同生活援助

（第1節から第3節まで省略）

第4節 運営に関する基準（第198条の2—第201条）
第199条

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第 2 款 人員に関する基準（第 201 条の 4 ・ 第 201 条の 5 ）

第 3 款 設備に関する基準（第 201 条の 6 ）

第 4 款 運営に関する基準（第 201 条の 7 — 第 201 条の 12 ）

（第 15 章省略）

第 16 章 削除
一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第 204 条・第 205 条）

（第 17 章及び附則省略）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第 3 条 指定障害福祉サービス事業者（第 4 章、第 5 章及び~~第 9 章~~
~~第 8 章~~から第 14 章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

第 5 条 （第 1 項省略）

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者~~又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、~~常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談

及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(従業者の員数)

第 6 条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第 201 条の 2及び第 201 条の 10において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第 4 節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で 2.5 以上とする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(従業者の員数)

第 80 条 指定生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第 9 章、第 10 章及び附則第 2 項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総

数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7) から (7) までに掲げる $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ (省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した $\frac{\text{障害支援区分の}}{\text{障害程度区分の}}$ 平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ (7) から (7) までに掲げる数とする。

(7) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数以上

(4) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数以上

(7) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数以上

(イからエまで、第 3 号及び第 2 項から第 7 項まで省略)

(従業者の員数)

第 100 条 法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所 (以下この章において「指定短期入所事業所」という。) として当該施設と一体的に運営を行う事業所 (以下この章において「併設事業所」という。) を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

(第 1 号省略)

(2) ~~第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業者、~~ 第 153 条第 1 項の指定自立訓練 (生活訓練) 事業者 (規則第 25 条第 6 号の宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。) 、第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者又は第 201 条の 4 第 1 項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (ア及び次項第 2 号において「指指

定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設
 定共同生活介護事業者等」

が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア
 又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞ
 れア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に 第 124 条の指定共同生活介護、 第 15

2 条の指定自立訓練（生活訓練）（規則第 25 条第 6 号の宿泊
 型自立訓練に係るものに限る。） 第 195 条の指定共同生活
又は第 195 条の指定共同生
援助又は第 201 条の 2 の外部サービス利用型指定共同生活援
活援助

助（次項第 2 号アにおいて「指定自立訓練（生活訓練）等」
指定共同生活介護等

という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事
指定共同生活介護事業所等（
業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する
当該指定共同生活介護事業者等

当該指定に係る 第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所、
第 153 条第 1 項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第 196
又は第 19
条第 1 項の指定共同生活援助事業所又は第 201 条の 4 第 1 項
6 条第 1 項の指定共同生活援助事業所
の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下

この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用
 者の数の合計数を 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等 の
当該指定共同生活介護事業所等
 利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生
当該指定共同生活介護
活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業
 事業所等

者として必要とされる数以上

（イ省略）

- 2 法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が
 指定短期入所の利用者以外の利用者に利用されていない居室を利用
 して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う
 事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に

置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

(第 1 号省略)

- (2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定指定共同生活介護事業者等

短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(イ省略)

- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所、第 143 条第 1 項の指定自立訓練（機能訓練）事業所、第 153 条第 1 項の指定自立訓練（生活訓練）事業所、第 163 条第 1 項の指定就労移行支援事業所、第 174 条第 1 項の指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（第 186 条の指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事

業所、第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章及び第14章第8章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第124条の指定共同生活介護、第142条の指定自立訓練（機能訓練）、第152条の指定自立訓練（生活訓練）、第162条の指定就労移行支援、第173条の指定就労継続支援A型、第186条の指定就労継続支援B型、第195条の指定共同生活援助、第201条の2の外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援を提供する時間帯 指定生活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

（イ及び第2号省略）

（準用）

第101条 第52条第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

（定員の遵守）

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし

、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(第 1 号省略)

- (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員 (第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所又は共同生活援助事業所 又は第 201 条の 4 第 1 項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う共同生活住居 (以下「共同生活住居」という。) 及びユニット 34 条第 1 項の共同生活住居をいう。以下同じ。) (居室及びこれに近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。) の入居定員) 及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(第 3 号省略)

(従業者の員数)

第 114 条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者 (以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。) は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者 (指定療養介護事業者 及び第 196 条第 1 項の指定共同生活援助事業者を除く。第 117 条において同じ。) 又は指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たさなければならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第 119 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス (短期入所及び 共同生活援助 共同生活介護) に限る。以下この項において同じ。

) を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第 8 章 削除 共同生活介護

第 1 節 基本方針

第 124 条から第 141 条まで 削除

第 124 条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 125 条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を 6 で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに常勤換算方法でアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア $\frac{\text{障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第3号の区分3に該当する利用者の数を9で除した数}}{}$

イ $\frac{\text{区分省令第2条第4号の区分4に該当する利用者の数を6}}{\text{で除した数}}$

ウ $\frac{\text{区分省令第2条第5号の区分5に該当する利用者の数を4}}{\text{で除した数}}$

エ $\frac{\text{区分省令第2条第6号の区分6に該当する利用者の数を2.5}}{\text{で除した数}}$

(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア $\frac{\text{利用者の数が30人以下}}{\text{1人以上}}$

イ $\frac{\text{利用者の数が31人以上}}{\text{1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上}}$

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第 126 条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら

い。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第 3 節 設備に関する基準

(設備)

第 127 条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4 人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上 10 人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 20 人（市長が特に必要があると認めるときは、30 人）以下とすることができる。

- 5 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

- 6 ユニットの入居定員は、2 人以上 10 人以下とする。

7 ユニットの基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

第 4 節 運営に関する基準

(入退居)

第 128 条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第 129 条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な

事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 130 条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第 2 項において準用する法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限り。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供

される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前 3 項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第 3 項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第 131 条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等

を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があったときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

- 第 132 条 指定共同生活介護事業者は、第 141 条において準用する第 60 条第 1 項の共同生活介護計画（次項において「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、その者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第 133 条 サービス管理責任者は、第 141 条において準用する第 60 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第 134 条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 135 条 指定共同生活介護事業者は、利用者について指定生活介

護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第 136 条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 137 条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第 138 条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 139 条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 140 条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第 141 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条及び第 94 条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 136 条」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 130 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 130 条第 2 項」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 141 条において準用する第 90 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 141 条」と、第 94 条中「運営規程」とあるのは「第 136 条の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 140

条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。
(利用者負担額に係る管理)

第 157 条の 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者から依頼があったときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供

した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(準用)

第 159 条 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条、第 76 条、第 88 条から第 94 条まで、第 131 条、第 147 条及び第 148 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 159 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 157 条第 1 項から第 4 項まで」と、第 23 条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 157 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 131 条第 1 項中「支給決定障害者（）」と

あるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び
省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条に
おいて同じ。）（）」と読み替えるものとする。

（準用）

第 172 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条から第 94 条まで、第 131 条、第 146 条、第 147 条及び第 157 条の 2、及び第 147 条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 23 条中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とある

のは「就労移行支援計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 90 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 172 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第 195 条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第 196 条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を $\frac{6}{10}$ で除した数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法でアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）第 1 条第 4 号の区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数

イ 区分省令第 1 条第 5 号の区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数

ウ 区分省令第 1 条第 6 号の区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数

エ 区分省令第 1 条第 7 号の区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数

(3) (本文省略)

(2)

(第 2 項及び第 3 項省略)

(管理者)

(準用)

第 197 条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ご
第 126 条の規定は、指定共同生活援助の事業について準
とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら
用する。

い。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は
、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の
事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助
を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければなら
ない。

(設備)
(準用)

第 198 条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこの第 127 条の規定は、指定共同生活援助の事業について準れと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する利用者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4 人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上 10 人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 20 人（市長が特に必要があると認めるときは、30 人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 30 人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共

同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットの基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とすること。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

第 198 条の 2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者

に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり

当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 198 条の 5 指定共同生活援助事業者は、第 201 条において読み替えて準用する第 60 条第 1 項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものと

ならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、その者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 サービス管理責任者は、第 201 条において準用する第 60 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)
(家事等)

第 199 条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 (本文省略)

$\frac{3}{2}$ 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 199 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者について指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第 199 条の 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 200 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

(支援体制の確保)

第 200 条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 200 条の 3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 200 条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2、第 128 条から第 133 条まで、第 135 条、第 136 条及び第 138 条から第 140 条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3 第 201 条において準用する第 136 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 1 項 第 201 条において準用す

る第130条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項
第201条において準用する第130条第2項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第199条の3
第201条において準用する第136条の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項
第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条
第132条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者
第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、「共同生活介
及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第2項中「共
受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（
中「第141条」とあるのは「第201条」と、同条第3号中「指定
指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大
生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業
臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前
所等」と、第135条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるの
の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基

基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第 201 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 201 条の 12 において読み替えて準用する第 60 条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第 201 条の 4 第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第 201 条の 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 201 条の 4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに常勤換算方法で利用者の数を 6 で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 30 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が 31 人以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第 201 条の 5 第 197 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

（準用）

第 201 条の 6 第 198 条の規定は、外部サービス利用型指定共同生

活援助の事業について準用する。

第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 201 条の 7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、その利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、第 201 条の 9 の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第 201 条の 8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあって

は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害の対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わな

なければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第 1 項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 201 条の 11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス

利用型指定共同生活援助事業所ごとに当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第 201 条の 12 第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 90 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 201 条の 12」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給

付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条中「運営規程」とあるのは「第 201 条の 9 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び第 201 条の 12 において準用する第 200 条の 4 第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第 198 条の 5 第 1 項中「第 201 条において読み替えて準用する第 60 条第 1 項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第 2 項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 198 条の 6 第 1 項中「第 201 条」とあるのは「第 201 条の 12」と、第 199 条第 3 項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第 16 章 削除
一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例
第 204 条及び第 205 条 削除

（従業者の員数に関する特例）

第 204 条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（

以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下この章において「一体型指定共同生活介護事業所」という。)並びに指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所(以下この章において「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第 125 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 196 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を 6 で除した数以上

(2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数の合計が 30 人以下 1 人以上

イ 利用者の数の合計が 31 人以上 1 に、利用者の数の合計が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第 205 条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及び

その入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第 127 条（第 198 条において準用する場合を含む。）及び第 139 条（第 201 条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附 則

（第 1 項省略）

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

2 当分の間、第 1 号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第 80 条第 1 項第 2 号アの規定にかかわらず、同条第 3 項の指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

- (1) アからウまでに掲げる利用者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。アからウまでにおいて同じ。）の $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数
- ア $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数
- イ $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数

ウ $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数

（第 2 号及び第 3 項省略）

（平成 18 年 10 月 1 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者に関する特例）

4 平成 18 年 10 月 1 日において現に入所施設又は病院の敷地内に存

する建物を共同生活住居として使用する指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）は、第 198 条第 1 項（第 201 条第 6 項）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

（平成 18 年 10 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所に係る設備に関する特例）

- 5 指定共同生活援助事業者等は、平成 18 年 10 月 1 日において現に指定共同生活援助事業者存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第 198 条第 7 項及び第 8 項第 127 条第 6 項及び第 7 項（これらの規定を第 201 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 58 号）第 109 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する指定共同生活介護事業所の場合の特例）

6 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、指定共同生活介護事業所の利用者として、区分省令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は当該指定共同生活介護事業所の重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成 27 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について、第 199 条第 3 項の規定は、適用しない。

7 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第 1 号及び第 2 号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成 27 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について、第 199 条第 3 項の規定は、適用しない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

8 前 2 項の場合において、指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員の員数について、第 196 条第 1 項第 2 号イからエまでの規定を適用する場合は、これらの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に 2 分の 1 を乗じて得た数）」とする。

（平成 18 年 10 月 1 日において現に存した精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

9 平成 18 年 10 月 1 日において現に法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第 50 条の 2 第 1 項第 1 号の精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第 21 条の 8 の知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）として存していた指定共同生活介護事業所（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 5 条の規定による改正前の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 125 条第 1 項の指定共同生活介護事業所をいう。））又は指定共同生活援助事業所において行われる指定共同生活援助の事業等について、第 198 条（第 201 条の 6）において準用する場合を含む。）第 127 条（第 198 条の規定を適用する場合は、当分の間、第 198 条第 7 項中「10 人以下」とあるのは「30 人以下」とし、第 127 条第 6 項同条第 8 項第 2 号の規定は、同条第 7 項第 2 号当分の間、適用しない。

（第 10 項から第 13 項まで省略）

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(従業者の員数)

第 5 条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 省略)

(4) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる 平均障害支援区分 / 平均障害程度区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した 障害支援区分の / 障害程度区分の 平均値をいう。以下同じ。）に~~応じ~~、それぞれ i から iii までに定める数

i 平均障害支援区分 / 平均障害程度区分 が 4 未満 利用者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii 及び iii において同じ。）の数を 6 で除した数

ii 平均障害支援区分 / 平均障害程度区分 が 4 以上 5 未満 利用者の数を

5 で除した数

iii $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数

(b)、b から d まで、(㊦)、イからオまで、第 2 号から第 6 号まで、第 2 項及び第 3 項省略)

附 則

(第 1 項省略)

(経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数)

2 当分の間、第 1 号ア(㊦)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第 1 条の 2 に規定する特定旧法受給者に対する就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型又は第 6 号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過的指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は、第 5 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号ア(㊦)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。

ア (㊦) から (㊧) までに掲げる $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ に応じ、それぞれ

(㊦) から (㊧) までに掲げる数

(㊦) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 未満 利用者（省令の規定により

厚生労働大臣が定める者を除く。(㊦) 及び (㊧) において同じ。

) の数を 6 で除した数

- (イ) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数
- (ロ) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数
- (イ、第 2 号から第 6 号まで及び第 3 項から第 38 項まで省略)

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$

（職員の配置の基準）

第 39 条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7) から (ロ) までに掲げる $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ （省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した $\frac{\text{障害支援区分の}}{\text{障害程度区分の}}$ 平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ (7) から (ロ) までに掲げる数とする。

- (7) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数以上
- (イ) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数以上

- (ウ) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が5以上 利用者の数を3で除した数
以上

(イからエまで、第4号及び第2項から第8項まで省略)

(職員の配置の基準)

第59条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

(第1項省略)

(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、同条第3項の生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

- (1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。アからウまでにおいて同じ。)の $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ に
ア $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が4未満 利用者の数を6で除した数
イ $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
ウ $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が5以上 利用者の数を3で除した数

(第2号及び第3項から第7項まで省略)

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（職員の配置の基準）

第 11 条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 省略）

(i) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び (b) に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ （障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

（平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「省令」とい

う。）の規定により厚生労働大臣が定めるところによ

り算出した $\frac{\text{障害支援区分の}}{\text{障害程度区分の}}$ 平均値をいう。以下同じ。

) に応じ、それぞれ i から iii までに定める数

i $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 4 未満 利用者（省令の規定

により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除した数

- ii $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- iii $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が5以上 利用者の数を3で除した数

(b)、bからdまで、(㉞)、イからオまで、第3号から第7号まで及び第2項から第4項まで省略)

附 則

(第1項及び第2項省略)

(経過的障害者支援施設に置くべき職員の員数)

- 3 経過的障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(第1号省略)

- (2) 生活介護を行う場合 第11条第1項第2号に規定する職員及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号ア(㉞)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。

ア (㉞)から(㉟)までに掲げる $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ に応じ、それぞれ

(㉞)から(㉟)までに掲げる数

- (㉞) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が4未満 利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(㉞)及び(㉟)において同じ。

)の数を6で除した数

- (㉟) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が4以上5未満 利用者の数を5で除

した数

- (ハ) $\frac{\text{平均障害支援区分}}{\text{平均障害程度区分}}$ が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数
(イ、第 3 号から第 7 号まで及び第 4 項から第 36 項まで省略
)

横浜市総合リハビリテーションセンター条例 (抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$)

(施設)

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、リハセンターに次の施設を置く。

(第 1 号省略)

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。) $\frac{\text{第 5 条第 11 項}}{\text{第 5 条第 12 項}}$ に規定する障害者支援施設
- (3) 法 $\frac{\text{第 5 条第 13 項}}{\text{第 5 条第 14 項}}$ に規定する就労移行支援 (以下「就労移行支援」という。) 及びこれに準ずる支援を提供する就労支援施設
(第 4 号、第 5 号及び第 2 項省略)

(利用料金)

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を支払わなければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 障害者支援施設又は就労支援施設を利用する場合 (身体障害者福祉法第 18 条若しくは知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 15 条の 4 の規定により利用する場合又は次号に掲げる場

合を除く。)は、法第29条第3項第1号の規定により定められた法第5条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び法第29条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(第2号の2から第4号まで省略)

横浜市福祉授産所条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(事業)

第2条 授産所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第14項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)を行う。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(事業)

第2条 (第1項及び第2項省略)

- 3 横浜市中山みどり園は、第1項に定めるもののほか、法第5条第12項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を行う。
- 4 横浜市松風学園は、第1項に定めるもののほか、法第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)

を行う。

(第5項省略)

(知的障害者福祉ホーム等)

第11条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法~~第5条第26~~
~~第5条第27~~
項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

(第2項から第6項まで省略)

横浜市精神障害者生活支援センター条例(抜粋)

(~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~)

(利用料金)

第8条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。) ~~第5条第16~~
~~第5条第17~~
項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法~~第5条第16項~~
~~第5条第17項~~に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

(第2号省略)

横浜市総合保健医療センター条例(抜粋)

(~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~)

(利用料金)

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(2) の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受け、自立訓練施設において 同条第 12 項 同条第 13 項 に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受け、又は就労支援施設において 同条第 13 項 同条第 14 項 に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受け、又は法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、法 第 5 条第 16 項 第 5 条第 17 項 に規定する地域相談支援を受け、又は法第 51 条の 14 第 3 項の規定により定められた費用の額、法 第 5 条第 16 項 第 5 条第 17 項 に規定する計画相談支援を受け、又は法第 51 条の 17 第 2 項の規定により定められた費用の額

（第 2 号の 3 から第 5 号まで省略）

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（自動火災報知設備に関する基準）

第 51 条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、児童養護施設、児童自立支援施設(通所施設を除く。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第5条第15項 第5条第10項又は第16項に規定する 共同生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの(次号において「児童養護施設等」という。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの

(第4号から第6号まで、第2項及び第3項省略)